

指定特定相談支援及び指定障害児相談支援事業所 わいわいポケット 運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人 城山(以下、「事業者」という。)が設置するわいわいポケット(以下、「事業所」という。)が実施する障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定特定相談支援事業及び児童福祉法に基づく指定障害児相談支援事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を利用する障害者・障害児(以下、「利用者」という。)並びに障害児の保護者に対し、適正な指定特定相談支援及び指定障害児相談支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業は、利用者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との緊密な連携を図りつつ、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情に応じ、適切かつ効果的に行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、利用者又はその保護者(以下、「利用者等」という。)の意思及び人格を尊重し、常に当該利用者等の立場に立って、当該利用者等に提供される福祉サービス等が特定の種類又は特定の福祉サービス事業等を行う者に不当に偏ることのないよう、公正中立に行うものとする。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供する指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

4 事業の実施に当たっては、前3項の他、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」(平成17年法律第123号)及び「福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例」(福井県条例第65号)に定める内容のほか、関係法令等を遵守する。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 わいわいポケット
- 2 所在地 福井県福井市福町 28-49

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1名以上

管理者は、職員の管理、指定計画相談支援及び指定障害児相談支援の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、法令等において規定されている事項について、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

2 相談支援専門員 1名以上

相談支援専門員は、地域の利用者等からの日常生活全般に関する相談、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成に関する業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- (1) 営業日 月～金曜日までとする。
但し、国民の祝日、夏期・冬期休業期間を除く。
- (2) 営業時間 9時00分～16時00分
但し、事業所の状況に応じて短縮することがある。
- (3) サービス提供日 営業日と同じ
- (4) サービス提供時間 9時00分～16時00分
但し、事業所の状況に応じて短縮することがある。

(指定特定相談支援事業の内容)

第6条 事業所で行う指定特定相談支援事業の内容及び提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 事業者は、指定障害福祉サービス等の利用を希望する者から指定計画相談支援の利用の申込みを受けたときは、当該利用申込者の障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、運営規程の概要、その他利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該指定計画相談支援の提供の開始について利用申込者の同意を得た上で支援を実施する。
- (2) 事業所の相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成に当たっては、利用者宅等への訪問による面接を行い、適切にアセスメントを行う。
- (3) 相談支援専門員は、利用者についてのアセスメントに基づき、当該地域における福祉サービス等の提供体制を勘案し、当該アセスメントにより把握された解決すべき課題等に対応するための最も適切な福祉サービス等の組合せについて検討を行い、サービス等利用計画案を作成する。
 - ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
 - ② 総合的な援助の方針
 - ③ 生活全般の解決すべき課題
 - ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
 - ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
 - ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
 - ⑦ モニタリング期間に係る提案
- (4) 相談支援専門員は、サービス等利用計画案を作成した際には、当該サービス等利用計画案の内容について、利用者等に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画案を利用者等に交付する。
- (5) 相談支援専門員は、支給決定が行われた後に、指定障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行うとともに、サービス等利用計画の原案(支給決定内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画案をいう。)に位置づけた福祉サービス事業等の担当

者(以下、「担当者」という。)を招集して行うサービス担当者会議の開催等により、専門的な見地からの意見を踏まえた上で、サービス等利用計画を作成する。

(6) サービス等利用計画には、以下の事項を記載するものとする。

- ① 利用者及びその家族の生活に対する意向
- ② 総合的な援助の方針
- ③ 生活全般の解決すべき課題
- ④ 提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期
- ⑤ 福祉サービス等の種類、内容、量
- ⑥ 福祉サービス等を提供する上での留意事項
- ⑦ モニタリング期間に係る提案
- ⑧ 福祉サービス等の利用料
- ⑨ 福祉サービス等の担当者

(7) 相談支援専門員は、前項のサービス等利用計画を作成した際には、当該サービス等利用計画の内容について、利用者等に対して説明し同意を得た上で、当該サービス等利用計画を利用者等及び担当者に交付する。

(8) 相談支援専門員は、サービス等利用計画の作成後、サービス等利用計画の実施状況の把握(以下、「モニタリング」という。)を行い、必要に応じてサービス等利用計画の変更、福祉サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行う。

(9) 相談支援専門員は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族、福祉サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、支給決定時に市町が定めたモニタリング期間ごとに、利用者の居宅等を訪問し、面接を行うほか、その結果を記録する。

(指定障害児相談支援事業の内容)

第7条 前条の規定は、事業所で行う指定障害児相談支援事業の内容及び提供方法について準用する。この場合において、「指定計画相談支援」とあるのは「指定障害児相談支援」と、「サービス等利用計画」とあるのは「障害児支援利用計画」と読み替えるものとする。

(利用者等から受領する費用及びその額)

第8条 事業者は、法定代理受領を行わない指定計画相談支援を提供した際は、利用者等から法第51条の17第2項の規定により算定された額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、前1項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者等に対して交付しなければならない。

3 事業者は、第1項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、同意を得なければならない。

(計画相談支援給付費及び障害児相談支援給付費の額に係る通知等)

第9条 事業者は、法定代理受領により市町から計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の支給を受けた場合は、利用者等に対し、当該計画相談支援給付費又は障害児相談支援給付費の額を通知しなければならない。

- 2 事業者は、利用者等から法定代理受領を行わない指定計画相談支援又は指定障害児相談支援に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定計画相談支援又は指定障害児相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者等に対して交付しなければならない。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は次のとおりとする。

福井市全域

(主たる対象者)

第11条 事業所において指定計画相談支援及び指定障害児相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

- (1) 知的障害者(18歳未満の者を除く)
- (2) 精神障害者(18歳未満の者を除く)
- (3) 身体障害者(18歳未満の者を除く)
- (4) 難病等対象者(18歳未満の者を除く)
- (5) 障害児(18歳未満の身体障害者、知的障害者、精神障害者及び難病等対象者)

(事故発生時等における対応方法)

第12条 事業者は、指定計画相談支援事業の提供中により事故が発生した場合は、速やかに都道府県、市町、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。

3 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援事業の提供により賠償すべき事故が発生したときには、速やかに損害を賠償するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第13条 事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定及び設置
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 職員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施
- (5) 虐待防止のための対策を検討する委員会(虐待防止委員会)の定期的な開催及び委員会での検討結果について職員への周知徹底

(衛生管理等)

第14条 事業者は、職員の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

2 事業者は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

3 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 事業所における感染症及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（感染症対策委員会）の定期的な開催及びその結果について職員への周知
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備
- (3) 事業所において、職員に対し、感染症予防及びまん延の防止のための研修及び訓練の定期的な実施

（業務継続計画の策定等）

第15条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業者は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的な実施するものとする。

3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（ハラスメント対策の強化）

第16条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化及び相談に応じ、適切に対応するための必要な体制の整備等の必要な措置を講じ、職員に周知するものとする。

（苦情解決）

第17条 事業所は、提供した指定計画相談支援及び指定障害児相談支援に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。

3 事業者は、提供した指定計画相談支援事業に関し、法の定めるところにより、市町が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町が行う調査に協力するとともに、市町から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により実施する調査又はあっせんのできる限り協力する。

（個人情報の保護）

第18条 事業者は、その業務上知り得た利用者等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律、その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者等の秘密を保持するものとする。
- 3 事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者等の秘密を保持するため、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業者は他の指定障害福祉サービス事業者に対して、利用者等に関する情報を提供
する際は、利用者等に同意を得るものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業者は、職員の資質向上のため研修(前条に規定する障害者等の人権の擁護、虐待の防止等の内容を含む。)の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内
- (2) 継続研修 年間研修計画に基づく
- 2 事業者は、利用者に関するサービス、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定計画相談支援事業の提供に関する諸記録を整備し、当該指定計画相談支援を提供した日から5年間保存しなければならない。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人城山と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

令和4年12月1日改正、施行。

令和7年4月1日改正、施行。